



企業・法人のみな様へ



集まった募金は、子育て支援や高齢者、障がい者、ボランティアなどを支援するさまざまな福祉活動に役立てられます!

ひとりのやさしさが、私たちの住む町を、もっと、やさしくしてくれます。

赤い羽根の募金活動は、町の人々のやさしい気持ちを集める活動です。

あなたのやさしさが、あなたの声かけが、あなたの行動が、きっと、町を変えていくはじめの一步となるはずです。もっと、もっと、良い町になりますように。



「心の不安を楽しさに変えたい!」

ふれあい・いきいきサロンへの助成



「心と心がつながるボランティア活動を目指したい!」
(heart to heart)

ボランティア活動への助成

「地域で行われるさまざまな行事を応援したい!」
各種機器の貸し出し事業への助成

日頃より、さまざまなカタチで共同募金運動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

共同募金運動は、自分の町をより良くしていこうとする取り組みを、活動への参加や寄付を通じて、広く社会で応援して一緒に進めていく民間の運動です。このまちで、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、小美玉市支会は地域で活動している法人・企業の方々と一緒に、協働の輪を広げていきたいと考えています。

小美玉市支会が本当に伝えたいこと。

それは、「寄付だけが協力の方法ではない」新たな地域貢献の“カタチ”
小美玉ならではの取り組みを、共にはじめてみませんか?

協力方法に
ついては裏面を
ご参照ください!

社会福祉法人 茨城県共同募金会 小美玉市支会 (小美玉市社会福祉協議会内)

〒311-3436 茨城県小美玉市上玉里1122 玉里保健福祉センター内

電話 0299-37-1551

FAX 0299-37-1552

Mail omitama-akaihane@bz01.plala.or.jp



茨城県内での赤い羽根共同募金に関するお問い合わせ URL: <http://www.akaihane-ibaraki.jp/>
ご不明な点、詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

〈取り組みやすい方法から始めてみませんか!!〉

企業や法人で行える共同募金への協力方法も様々な“カタチ”があります。それぞれの企業・法人にあった協力の方法がきっとあるはずです。紹介している以外の独自の取り組みも大歓迎ですので、小美玉市支会へお気軽にお声掛けください。

ポスター 1枚 からできる 広報PR!!



受付や待合室などの人の流れが多い場所、また職場の掲示板や食堂、店頭などに共同募金運動のポスターやのぼり旗を掲示していただく取り組みです。

共同募金の期間を広く市民の方に広報啓発するとともに、共同募金運動を通じて地域を応援している企業・法人であることをわかりやすくPRすることができます。

募金箱を設置!! (赤い羽根協力店)



店頭やレジの横、事業所の受付などに募金箱を設置し、お客様や出入りの業者の方々に、年間を通じて広く募金をお呼びかける取り組みです。

また、街頭募金を行う場所としてご協力いただくことは、町の人のやさしい気持ちを集める活動につながり、きっと、町を変えていく“はじめの一步”となることができます。

職場で募金活動 (職域募金) を行う!!



企業・法人における「従業員」を対象とした募金運動のPRと呼びかけを行う取り組みです。

企業・法人として、地域貢献をしている意思表示のひとつとして、また、職員や工場の地域貢献意識を向上させる効果的な方法のひとつとして、食堂や休憩室などへ募金箱を設置したり、赤い羽根を着用するなど、日ごろからできる募金の“カタチ”に従業員一丸となって取り組むことができます。

赤い羽根 自動販売機 の設置!!



売り上げの一部がじぶんの町を想う“募金”につながる取り組みです。この「募金ができる自動販売機」は、設置にご協力いただいた企業・法人様や飲料メーカーから売り上げの一部をご寄付いただく取り組みです。

また、自動販売機には「共同募金のマーク」が明示されますので、PRの役割も果たします。設置側の事務負担も少ないので是非ご検討ください。

募金呼びかけ型の 社内イベント の実施!!



イベントや社内行事、研修会などの際に募金箱や募金啓発グッズを活用して共同募金運動のPRや呼びかけを行う取り組みです。

支会の職員と従業員のみな様が一緒に楽しみながら、参加型の新しい募金の“カタチ”を身近なところから始めることができます。

企業・法人による 寄付(募金)の 取り扱いについて

全額損金
算入
できます!



共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、「寄付に対する優遇措置の対象団体」となっています。企業・法人が共同募金に寄付をすると、その全額を損金の額に算入することができます。これは、共同募金に対する寄付金が、財務省から「指定寄付」として認められているからです。